

学術情報リポジトリ運用規程

平成27年10月1日 制定

(目 的)

第1条 明治国際医療大学附属図書館（以下「図書館」という。）は、明治国際医療大学（以下「本学」という。）の教職員が教育研究活動において作成した成果および本学所蔵の教育研究資料（以下「教育研究成果」という。）を電子的に収集し、これらを恒久的に蓄積・保存し、学内外に無償で発信・提供することにより、本学の学術研究および教育活動の発展に資するとともに、広く社会に貢献することを目指し、明治国際医療大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）を構築し、その運用に関する規程を定める。

(定 義)

- 第2条 この規程において「リポジトリ」とは、本学の教育研究成果を登録し、公開するシステムをいう。
- 2 この規程において「登録」とは、教育研究成果を電子化しメタデータを付与して本学又は本学が委託した機関等が準備したサーバに蓄積し保存することをいう。
- 3 この規程において「公開」とは、前項のサーバに登録された教育研究成果を公衆に送信することをいう。

(管理・運営)

第3条 リポジトリの管理・運営は研究支援課（学術情報担当）が行う。

(登録要件)

第4条 登録対象となる教育研究成果は以下の要件を満たすものとする。

- (1) 別表に掲げる教育研究成果で以下のいずれかに該当するもの
 - ア. 本学の教職員または教職員であった者が生成したもの
 - イ. 本学の各教育研究組織等が本学に関わる教育研究成果として認定したもの
 - ウ. 本学関連の学会等が発行したもの
 - エ. その他本学図書館長が特に認めたもの
- (2) 知的財産に係る法令および本学の規則等に反しないもの
- (3) 次に掲げる事項について、法令上または社会通念上問題が生じないもの
 - ア. 名誉・プライバシー等の人権に関する事項
 - イ. 情報セキュリティに関する事項
 - ウ. 守秘義務に関する事項
- (4) 電子的フォーマットで作成され、ネットワークを通じて配信できるもの

(登録手続)

- 第5条 本学リポジトリに教育研究成果を登録することを希望する者（以下「申請者」という。）は、第6条に掲げる登録および公開の方法を承諾したうえで、「明治国際医療大学学術情報リポジトリ登録申請書」（以下「登録申請書」という。）を図書館へ提出する。
- 2 大学誌など、各教育研究組織等に、本学リポジトリへの登録および公開を前提として許諾した教育研究成果に関しては、登録申請書の提出は必要としない。

(教育研究成果の登録・公開)

第6条 本学図書館は、次に掲げる方法により、教育研究成果を登録および公開することができる。ただし、著作権者が複製および公開を許諾していないものはこの限りではない。

- (1) 当該教育研究成果を複製し、本学または本学が委託した機関等が準備したサーバに登録する。
- (2) ネットワークを通じて、複製物を不特定多数に無償で公開する。
- (3) 保存、利用環境の保持およびセキュリティの確保等を図るため、必要に応じ、登録された教育研究成果の複製およびバックアップファイルを作成する。

(リポジトリの利用)

第7条 ネットワークを通じてリポジトリに登録された教育研究成果を利用する者（以下「利用者」という。）は、教育研究成果の利用にあたり、以下に掲げる事項を遵守する。

- (1) 利用しようとする教育研究成果が、本学リポジトリで公開される以前に、出版者等により公表されており、投稿規程または出版契約等により当該出版者等が利用に係る条件を定めている場合は、その条件に従うこと。
- (2) 複製、引用等は著作権法に定める著作権の制限規定の範囲内で利用すること。
- (3) 前項各号の利用条件の範囲を越えて利用する場合には、事前に当該教育研究成果の著作権者から当該利用に係る許諾を得なければならない。

(著作権と利用許諾)

第8条 著作権は、教育研究成果がリポジトリに登録された後も、著作権者に留保される。

- 2 リポジトリに登録する教育研究成果の著作権が複数の著作権者に帰属する場合、申請者はあらかじめ他の著作権者から第6条に定める利用についての許諾を得ておかなければならない。

(登録された教育研究成果物の変更又は削除)

第9条 登録された教育研究成果は、申請者からの申し出により、変更または削除することができる。

- 2 図書館長は、リポジトリへの登録、公開が不適切であると判断した教育研究成果を削除することができる。

(免責事項)

第10条 登録された教育研究成果の内容に関する責任は、当該申請者が負うものとする。

- 2 本学リポジトリに登録された教育研究成果の公開およびその利用によって発生した申請者、利用者のいかなる損害・不利益についても、本学は一切責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めのない事項については、必要に応じて関係者間で別途協議して解決を図るものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、図書館運営委員会の議を経て管理運営会議において決定する。

附 則 この規程は2015年10月1日から施行する。

附 則 当分の間、リポジトリへの登録、公開は、第4条1号別表にかかわらず、明治国際医療大学誌への掲載論文と本学に提出された博士論文とを対象とする。

別表（第4条1号関係）

種 別	対象となる成果物
大学誌への投稿論文	大学誌に掲載された論文
学位論文	本学に提出された博士論文、修士論文
研究成果報告書	ワーキングペーパー、ディスカッションペーパー、研究報告・調査報告（科研費等の助成金・学内研究助成金による研究成果の報告書等）
学術雑誌論文	各種学術団体等が発行する学術雑誌、研究会誌等に掲載された論文
会議資料	会議録・予稿集に掲載された論文、発表資料、ポスター等
教育資料	授業、講習会などで用いる資料、配布資料（講義ビデオなど動画も含める）
書籍	全部または一部